

社会資本整備審議会建築分科会第26回官公庁施設部会
及び第10回事業評価小委員会

令和元年8月2日

【司会】 お待たせいたしました。定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会第26回官公庁施設部会及び第10回事業評価小委員会を開会いたします。

本日は委員の皆様方にはお暑い中、また、ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から合同開催とさせていただきます。

なお、本日ご審議いただく3つの事業のうち、内閣府新庁舎に係る事業につきましては、その情報を公にすると公共の利益を害するおそれのある内容が含まれているため、当該事業に係る審議、議事録、及び資料4-1のうち参考5については、非公開とさせていただきます。報道関係者の皆様におかれましては、内閣府新庁舎に係る事業の審議の部分につきましては、傍聴をご遠慮させていただきますので、一旦ご退席いただきますようよろしくお願いいたします。

官公庁施設部会及び事業評価小委員会の定足数は、それぞれ3分の1以上となっているところ、定足数を満たし、部会及び小委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日はペーパーレス会議システムを活用させていただいております。資料につきましては、お手元のタブレットでご覧いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りますので、カメラ撮りはこれで終了させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、以後の議事進行は部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、よろしくお願いいたします。第1の議題、早速始めたいと思います。

官庁営繕事業の新規事業採択時の評価についてです。これは資料3のとおり、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたものでございます。これについて部会及び小委員会で調査、審議の上、意見を決定したいと思います。

この議題について、ご説明をお願いします。

【国土交通省】 資料4についてですが、こちらにつきましては官庁営繕事業の評価結果につきまして、土木と同じ様式で公表する資料になっております。今回は3件諮らせていただいております、この形で公表させていただくものです。本日の説明につきましては、資料4ではなく、各案件につきましてより詳しく記載しております、参考1から参考5までを用いて説明させていただきます。

参考1になります。まず、個別事業の説明に先立ちまして、官庁営繕事業の事業評価制度の概要についてご説明させていただきます。参考1の1ページになります。事業評価の位置づけになりますが、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、国土交通省では個別事案ごとに評価を行うこととしておりまして、実施要領細目において官庁営繕事業については、官庁営繕部による新営事業を対象にすることとしております。

続きまして2ページになります。事業評価におきましては、ここにありますとおり新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価という3種類がございますが、本日、この小委員会でご審議いただくのは一番上の新規事業採択時評価になります。事業費を予算化しようとする事業について評価を実施しておりまして、今回、3件が対象となっております。

続いて3ページです。官庁営繕の事業評価では、①事業計画の必要性、②事業計画の合理性、③事業計画の効果の3つの視点で評価しています。それぞれについて採択の要件である100点または100点以上を満足することが必要になります。

視点の1つ目、①事業計画の必要性についての評価ですが、現在入居している建物に問題が多いほど評価が高くなるという評価手法を採用しておりまして、老朽、狭あいの度合など、全部で9項目について評価しております。これらの項目を点数評価して、100点以上になることを確認しております。

続いて視点の2つ目、②事業計画の合理性の評価です。採択しようとする建て替え案と同等の性能が得られる代替案として、例えば代替案Aのように、既存庁舎の改修プラス増築する案、また代替案Bのように、民間ビルの借り上げといった案と採択しようとする案との費用をライフサイクルコストで比較します。その結果、採択しようとする案が安い、または合理的である場合に合理性があるとして100点を付与することとしております。なお、採択しようとする案と同等の性能を確保できる代替案がない場合も100点を付与することとしております。

続いて視点の3つ目、事業計画の効果についてですが、この評価はB1の基本機能とB

2の付加機能に分かれています。B1は、敷地や建物の位置、規模、構造の観点から、業務を行うために必要な基本機能が満たされるかどうかについて採点し、100点以上であることを確認します。B2は、評点には関係ありませんが、自然エネルギーの利用やユニバーサルデザインなど、国の施策に基づく付加機能について、A、B、C3段階で定性評価を行っており、C評価が標準的な取り組みを示しております。

続いて参考2で示させていただきますが、本日、こちらはボリュームが多いので説明は割愛させていただきます。参考1でご説明いたしました事業評価の詳細なルールに関する通達等となっておりますので、必要がありましたらこちらの参考2をご覧くださいと思います。

以上が事業評価制度の概要説明となります。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、これより実質的な審議に入りたいと思います。内閣府の新庁舎に係る事業の審議を行いたいと思います。報道関係者の方は、大変申し訳ございませんが、一時ご退室をお願いします。

では、ご説明をお願いします。

内閣府新庁舎の審議

【部会長】 それでは次の案件、長野第1地方合同庁舎について審議を始めたいと思います。ご説明をお願いします。

【国土交通省】 1ページ目、画面をご覧ください。右下にございます長野市内に所在します長野地方气象台、長野第1地方合同庁舎、長野法務総合庁舎に入居いたします9官署を合同庁舎として集約するものでございます。こちらにつきましても耐震性能不足、老朽化の不具合が生じておりますので、対応を行っていくものでございます。

2ページ目をご覧ください。新庁舎の概要を下側に配置計画図で示してございますが、A棟、B棟2棟建てで整備を計画しているものでございます。総事業費、事業期間について

ては記載のとおりでございます。

続きまして、3ページでございます。既存庁舎の概要としまして、長野第1合同庁舎は6官署が入居してございます。それから長野地方气象台、これは単独庁舎でございます。3点目の長野法務総合庁舎につきましては、保護観察所と公安調査事務所の2官署が今回の合同庁舎に入居いたします。

続きまして、4ページ、5ページに入居官署の業務概要を参考に記載しております。1)から次のページの6)までが長野第1合同庁舎に入居する官署、7)が气象台単独官署でございます。8)、9)が長野法務総合庁舎に入居する官署でございます。

6ページをご覧ください。事業の必要性でございますが、評点を算出しております。主理由につきましては老朽ということで評価しておりまして、そのほか地域連携とか、先ほどの防災機能に係る施設の不備ということで耐震性能不足、それから施設の不備といった要素を加味して評点を算出しております。7ページにつきましても、老朽を主要素としまして、地域連携、狭あいといった要素を加味いたしまして、評点を算出しております。

8ページ、气象台につきましても、老朽を主理由といたしまして、狭あい、地域連携といった要素を加味して評点を算出しております。8)、9)は長野法務総合庁舎に入居する官署で、こちらにつきましても老朽の要素を主理由にいたしまして、評点を算出しております。

10ページに面積加重の平均を算出したものを記載しておりまして、合計104点、合同庁舎計画の加算点10点を加えまして、114点ということで100点以上を確認してございますので、必要性はあるという評価になってございます。

続きまして、11ページでございます。老朽の状況を写真で示してございまして、コンクリートの劣化とか漏水の状況、それから12ページも同様でございますが、漏水の状況等がご覧いただけるかと思えます。

13ページでございます。狭あいの状況でございます。収納が不足している状況、あるいは事務室が狭あいである状況がご覧いただけるかと思えます。14ページでございますが、保護観察所の狭あい状況についても同様でございます。

続きまして、地域連携でございます。一団地の官公庁施設内の整備ということで都市計画の寄与、それから今回はオープンスペースを確保するという取り組みを計画しておりますので、景観形成にも貢献できるものと考えております。また、災害時の一時避難場所としての機能を確保、地元の市長等から庁舎に対する要望を頂戴しているところでござい

す。

16ページでございます。防災機能に係る施設の不備についてでございますが、長野第1地方合同庁舎に入居いたします総合通信局につきましては、耐震安全性の目標1.5に対しまして1.37ということで、不足している状況になってございます。また、長野法務総合庁舎に入居する官署につきましても耐震安全性の目標1.0に対しまして0.59ということで、耐震安全性が不足しているという状況でございます。

続きまして、施設の不備についてご説明いたします。総合通信局につきましては、通信車として特殊車両をお持ちでございまして、通常、車庫につきまして壁、シャッター等にて隔離する必要がありますけれども、現在そういう状況になっていないということで、施設の不備の状況がございまして、また、气象台につきましても、バリアフリー関係で段差や身障者対応便所の不備という状況がございまして、施設の不備がございまして、

18ページ、合理性の評点でございます。代替案の概要につきましては、既存の長野第1地方合同庁舎につきましては、既存不適格で、増築しますと既存遡及が掛かりますので、増築によることは困難という評価をしてございます。それから、气象台につきましては、築66年で非常に老朽化が進んでございますので、増築によることは不経済であり、近隣に賃借施設等が存在しないということを確認してございます。その結果、長野第1合同庁舎、長野法務総合庁舎については一括して建て替え、それから气象台についても現地で建て替えを行う代替案となっております。事業案の総費用と代替案の総費用の比較でございますけれども、当然のことながら土地の占有に係る機会費用が代替案のほうがより大きいということになってございますので、事業案につきましては約72億、それから代替案の総費用につきましては77億ということで、事業案のほうが経済的であるという評価で100点となっております。

続きまして、19ページでございます。事業計画の効果、業務を行うための基本機能の評点でございますが、特に問題ある点はございませんので、合計133点で、100点上ということが確認できております。

続きまして、20ページでございます。施策の評価につきましても地域性の部分でございまして、一時避難場所としての機能を確保する取り組みとか、環境保全性についても先ほどと同様に対策を計画しております。また、木材につきましても木造化、木質化を図る計画がされておりますので、評価しています。また、ユニバーサルデザインにつきましても配慮する計画となっておりますので、A評価となっております。

次の21、22ページでございますが、これは先ほどと同様にイメージを示したものでございます。

以上から、23ページ、評価でございますけれども、必要性、合理性、効果につきましてそれぞれ100点以上、確認できてございますので、新規事業化が妥当であるという評価にしてございます。説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

【委員】 今回も、この案件も新規事業化妥当であるという結論には特に異論はございません。

1点確認ですけれども、少し変わった業種、安全管理とか管理区画が変わったところがそろっていますが、特殊な区画をする必要のないものとして合築するということによろしいのでしょうか。地方の建物は将来いろいろな使い方をするように建ててあげないといけないと思います。あまり特殊な安全管理をする、区画をするような部署を合築するのは、違うのではないかと思うので、在留管理局等入っていますが、特殊な区画等はないのか1点、確認です。

【国土交通省】 今回入居する官署は、通常、合同庁舎に入居している官署でございますので、将来の利用面では特に問題はないものと考えております。

【委員】 もう1点は、今説明を聞いているうちに気になったところで、耐震性の評価で今回入る入居部署の中に防災拠点として求められる耐震安全の目標が1.5という目標のものと、耐震安全性の1.0というものが混じるのですね。混じると、私は全体が1.5の建物にみんなが入るのでいいと思うのですが、うがった観点から見ると、耐震性の目標値が1.0しか必要がない部署は、そんな高い耐震性のある建物に入れることはないのではないか、それでコストダウンを図れという観点がなくはないかと思うのですが、その点についてはどうお考えか、あるいは配点の中で何か考慮事項があるのかというのを確認させていただきます。

【国土交通省】 2ページに新庁舎A棟と書いてございますのが、今回、防災拠点となります総合通信局と地方気象台が入居する庁舎でございます。耐震安全性の評価値1.5という形で整備を行います。新庁舎のB棟につきましては、Ⅲ類の1.0で整備を行いますので、防災官署という部分のみ割り増しを計画しております。

【委員】 そこは過剰なことにはならないということですね。了解しました。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 一般のことになるのですけれども、最後の評価で木質化のところは今回Aになっているのは、多分、自転車置き場を木造にしたからということになるのでしょうか。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 基本的に、内装を木質化したらBで、さらに自転車置き場を木造にただけでAになったりするが、自転車置き場は面積的には圧倒的に少ないじゃないですか。だから、どれくらい重要なのかということ、木質化もユニバーサルデザインもそうですが、これは本来デフォルトでもいいぐらいであって、木質化は国の方針なのでいいか悪いかは横に置いておいて、むしろこれを評価するというよりはこれはなきゃだめだという基準になっているのではないかなと思います。

【国土交通省】 事業計画の効果のB2の施策の部分についてですが、各先生から評価方法を見直したほうがいいのではないかというご意見もいただいております、官庁営繕事業の評価手法の審議をいただく官庁営繕部評価手法研究委員会の開催を検討したいと思っております。研究委員会の委員の先生方にまたご相談させていただいて、進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【部会長】 よろしいでしょうか、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 今の評価方法についてということで、私だと特にB2の環境保全性が非常に気になるのですが、こういう太陽光とか雨水利用とか、トッピング的に採用していますというところで話が終わっていて、実際これがどれだけの量を入れたとか、どれくらい効果的だったのかというのがよくわからないわけです。現状、建築省エネ法の基準値から1割減らすところまでは来ていただいている、そこからさらにプラスで何かトッピングしていただいているので、そんな大きな問題はないと思いつつ、BELSの15%じゃないのか、20%、30%、40%減とかいう定量的な指標が整備されつつあり、こういう定性的な話からなるべく定量的な評価にというのは、委員なども含めて、今後評価方法の指針の検討を続けていただければと思います。

【国土交通省】 新規採択での評価における基準という意味では、設計もまだこれからという段階ですので、そういう意味では、どれだけの数値を目指すのかという段階であるという感じがいたします。

【委員】 今の運用では、せめて太陽光を例えば何キロワット以上のせるとか何かでき

るのではないかという気がします。

【国土交通省】 今はゼロか1かという評価方法です。

【委員】 もうちょっと定量的な何かを、今の運用でもしていただけたら安心だなと思います。

【部会長】 ご意見として賜るということで。それでは、次の議題に行きたいと思えます。名古屋第4地方合同庁舎をお願いします。

【国土交通省】 では、1ページ目をご覧ください。右下にございます東海農政局、名古屋農林総合庁舎に入居している部局それから現在、中部経済産業総合庁舎に入居します3官署、そのほか若干分散している部局もございますが、そちらを、現在の経済産業省総合庁舎の場所に集約する計画でございます。こちらにつきましても必要な耐震性能不足とか、老朽化の問題が生じておまして、対応を行うものでございます。

2ページ目をご覧ください。新庁舎の概要でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、経済産業省総合庁舎の現敷地に新庁舎を整備するという計画でございます。総事業費、事業期間等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、3ページでございます。現庁舎の概要でございますが、経済産業総合庁舎につきましては3官署入居してございます。農林総合庁舎につきましては東海農政局が入居しております。

続きまして、4ページをご覧ください。名古屋農林総合庁舎、先ほどのものは1号館でございますが、2号館に東海農政局の一部の課が入居いたしておまして、分散している状況でございます。名古屋中村合同庁舎でございますが、こちらにつきましても経済産業局の一部の室が分散している状況でございます。また、一番下でございますけれども、中部地方環境事務所につきましても民間ビルに一部入居している状況がございます。こうした入居官署を集約するものでございます。

続きまして、5ページでございます。入居官署の業務概要を示してございます。

続きまして、6ページでございます。必要性ということで評点を算出したものでございます。経済産業局につきましては老朽を主要素といたしまして、分散、地域連携、防災機能の不備ということで評点を算出してございます。

7ページでございます。その他の入居官署でございますが、こちらにつきましても同様に老朽の要素等を評価しているほか、先ほどご説明しましたとおり、分散の状況が生じているものについては分散のところで評価してございます。

8 ページでございます。農政局につきましても、老朽を主理由といたしまして、狭あい、分散、防災機能の不備等ということで評価してございます。

9 ページでございます。必要性の評点を算出したものでございます。面積加重平均を行いまして、110.6 となつてございまして、合同庁舎計画ということで10点加算いたしまして、合計120点で、100点以上あるということを確認できてございます。

10 ページでございます。老朽の状況でございますけれども、防水層の亀裂や、漏水といったような状況が生じているのをご覧いただけるかと思ひます。

同様に11 ページでございます。東海農政局、中部経済産業局関連の老朽の状況でございます。

それから、12 ページでございます。狭あいの状況でございますけれども、事務室の不足とか、倉庫の収納が不足しているといった状況がご覧いただけるかと思ひます。

続きまして、13 ページでございます。経済産業局の分散状況ということで、先ほどご説明したとおりですけれども、約2.3キロということで分散して、業務の支障になっているという状況でございます。

それから14 ページでございますけれども、環境事務所、農政局、も分散しており、農政局につきましてもは隣接しているものの、別棟という形で分散しております。

続きまして地域連携、15 ページでございます。こちらの地域につきましても、一団地の官公庁施設内の整備による都市計画への寄与ということで、評価しております。また、名古屋農林総合庁舎の敷地につきましてもは、都市計画公園内に立地いたしまして、名古屋市の「世界の金シャチ横丁」の構想エリア内にあるということで、こちらの跡地につきましても中長期的な視点で取り組みを検討されているということで、農林総合庁舎が移転することによってまちづくりにも寄与できるということで評価してございます。それから、災害時の一時避難場所、また地元からも要望を頂戴しているという状況でございます。

続きまして、16 ページでございます。防災機能に係る施設の不備についてでございますが、中部経済産業総合庁舎に入居します官署につきましてもは、構造体の評価値の目標、1.5 に対しまして1.0 ということで、耐震安全性が不足という状況でございます。また、名古屋農林総合に入居します農政局につきましても、1.5 に対しまして1.02 で、不足しているという状況でございます。

続きまして合理性の評価、17 ページでございます。こちらは近隣に必要な耐震性能を有する賃借施設、I 類相当の施設が存在しないことから、賃借によることは困難という評

価をしてございます。また、現在の経済産業庁舎の敷地が非常に狭あいになってございまして、増築で対応することが困難ということで、それぞれ既存の庁舎の場所、敷地での建て替えということで、2棟建て替えという案を示してございます。事業案と代替案の総費用でございますが、こちらにつきましても土地の占有に係る機会費用の部分で差が出てきておりまして、事業案の総費用は約129億に対しまして、代替案につきましてもは約150億ということで、事業案のほうが経済的であるという評価で、100点となります。

続きまして、18ページでございます。基本機能の評点でございましてけれども、こちらは特に問題がないということになってございまして、133点ということで100点以上確認できてございます。

続きまして、19ページでございまして。施策の部分の評価でございましてけれども、地域性につきましては、市が跡地の有効利用を図るということでございまして、評価してございます。また、環境保全性につきましても同様でございまして。木材利用につきましては、今回は内装の木質化ということで評価してございます。その他の機能性については先ほどの長野第1地方合同庁舎と同様でございまして。

20ページ、21ページは先ほどと同様にイメージを示したものでございます。

以上から、22ページでございましてけれども、必要性、合理性、効果につきましても、それぞれ100点以上確認できてございまして、新規事業化が妥当であるという評価にしてございます。説明については以上でございまして。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これも特に新規事業化が妥当であるということはよろしいかと思いますが、1つ評価として気になるところは、15ページの右下、まちづくりというところで、公園の地区にあって、もう既に「金シャチ横丁」と開業されていて、もっとこのエリアを開発したいけれども、庁舎が支障となっているところなので、これが移転するというところは、地域に貢献するとかいうよりもうちょっとレベルが上のことなのではないかと感じました。点数上はBよりAというところでやっていますが、根本的にもうちょっと違うのではないかという気がしました。都市計画決定されているとか、されていないとか、あるいはこの公園化する事業が本気か本気でないかとかいろいろ事情はあると思うので、この採点に文句があるわけではないのですが、地域防災に貢献するものと同じカテゴリーで、まちづくりの支障となっている場所にあるものを移転しましょうというところはもうちょ

っと高い評価や、違う項目で評価したほうがいいような気がしました。そこが気になったところです。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。とりあえずそういうご意見を踏まえて、今後に生かしていただければと思います。どうぞ。

【委員】 今の話ですけれども、これは名古屋市に対して無償で賃借するのですよね。国有地を名古屋市に買ってもらうことはできないのでしょうか。買った上で自分で好きに開発してくださいと、そうしたら自分のものですから。あるいは、せめて名古屋市の土地と等価交換するとか、もし今後、合同庁舎とかの集約を進めるのであれば、これは営繕の仕事ではなくて財務局さんの仕事だと思うのですが、これからは国有地の処分という、集約化に伴って国有地を処分していくことはあると思うので、基本的には、売るのが一番いいとは限らないのですが、賃貸でもいいのですけれども、全て有償でやるべきであると。そのあたり少しメリハリをつけたほうがいいかと思いました。

【部会長】 ありがとうございます。というご意見もありがとうございますので、よろしく願いいたします。

【国土交通省】 国有地の処分については、財務局が担当されています。今の段階で方針が決まっているということは聞いておりません。

【部会長】 ほかいかがでしょうか。

【委員】 これから評価の基準そのものをどうするかという議論もされるということなので、今回の事例とかかわらない、抽象的な話で恐縮ですけれども、特にこういう話をするときには、集約するメリットはすごく大きいと思います。それで今、集約という指標がいろいろなところに分散されているような印象がありまして、大きくは老朽と表記される分散、最初のところの基準で出てくるもので、これは残念ながら主たる、老朽が強いとなってしまうと大きく評価の配点が下がってしまって、分散を集約するというメリットがあるのにそれがなかなか点数に反映されていないように見えます。評価基準上はこの分散というのは、業務効率の話で、距離が何メートルある、何回ぐらい行くとか、そういうところをはかられているようだけれども、分散されているものを集約するというのは、当然市民にとっても非常に利便が大きいところで、その指標が見えてこないのです。その指標は、例えば効果のところや位置の不適とか、最後の手法で出てくるアクセスの確保とか、そういうところに反映されて出てきて、評価から全く除かれていることはないような気がするのですが、ただ、すごく重要な評価要素が低い評価になってしまっているような気が

するので、分散を集約するという要素をどう評価されていくのか、どのように位置づけていくのかというのは、一度議論を改めてするとよいのかなという印象を持ちました。よろしく願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、3件について意見を決定させていただきたいと思います。新規事業化について妥当であるということで、いずれ3件、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

建築分科会の報告につきましては、部会長である私において対応することにしたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは次の議題、最近の官庁営繕行政について説明をお願いします。

【国土交通省】 私から簡単にご説明申し上げます。

1つ目は、こちらで取りまとめていただきました「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申を受けての対応になります。

2ページ目になりますけれども、昨年から進捗したところは赤文字で追加しております。既になんかなり進めておりますので、赤文字は少ないですけれども、1つは公共建築の発注者の役割の解説書を出させていただいておりますが、その第2版を公表しております。中身としては、時代の変遷を受けて、働き方改革等新たなキーワードが出てまいりましたので、それを追加させていただいているものです。それから、下の中段です。「公共建築工事の発注者の先進的取組・新たな業務内容等の取組事例集」というのも、さらに事例を追加して、第2版を出しております。それからその下、「発注者支援業務等業務委託様式事例集」というのも作成して、技術者の少ない地公体の皆様が、より発注者としての役割を果たせるような事例集を取りまとめているところでございます。

5ページ目から、生産性向上技術の活用ということで、私どもの取り組みをご紹介します。2018年度に建築分野でもICT技術を導入するという方針になりまして、2019年度、今年度についてはその取り組みを拡大していることになります。右側に赤文字で書いておりますけれども、BIMにつきましても基本設計への適用や、改修工事への拡大をすることとしております。それから情報共有システム、現場の情報を円滑に流すようなシステムでございしますが、それについて機能要件、我々がシステムを活用する場合

の要件を定めたり、電子小黒板については原則全ての工事で導入したりといった取り組みを進めているところでございます。

6 ページ目以降はその具体例を書いております。

8 ページ目、霞が関の現状の整備状況でございますけれども、水色の吹き出しはPFI事業でございます。黄色の吹き出しの上2つは設計業務でございます、この2つが連動しております。一番上は憲政記念館代替施設、その下が新たな国立公文書館でございます、現在の憲政記念館の場所に新たな公文書館を建設するという事で設計中です。そのため、現在の憲政記念館の代替施設が必要ということで、そちらについても設計中となっております。それから、財務省の庁舎については現在耐震改修を進めているところでございます。以上になります。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、予定しておりました議事、全て終了いたしました。議事の進行を事務局へお返しします。

【司会】 どうもありがとうございました。本日は長時間にわたりご熱心なご議論をいただきありがとうございました。

閉会に当たりまして、〇〇より一言ご挨拶申し上げます。

【国土交通省】 本日は部会長はじめまして、委員の皆様方に忌憚のないご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後の事業実施にしっかりと参考にさせていただきたいと思っております。

私ども直接やっている営繕事業のみならず、そういった取り組みを地方公共団体や、国の各機関、あるいは関係の業界団体等々に広く普及促進を図って、公共建築分野の水先案内人として、先導的役割を果たせるようにしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、先生方におかれましては、引き続きご指導、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、第26回官公庁施設部会及び第10回事業評価小委員会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —